平成27年7月31日開会平成27年7月31日閉会

平成27年 第1回臨時会会議録

小豆島町議会

# 平成27年第1回小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第56号

平成27年第1回小豆島町臨時会を次のとおり招集する。

平成27年7月24日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

- 1. 期 日 平成27年7月31日(金)
- 2. 場 所 小豆島町役場 議場
- 3. 付議事件(1) 専決処分の報告について
  - (2) 安田ポンプ場ポンプ設備工事(その2) に 係る工事請負契約について
  - (3) 平成27年度小豆島町一般会計補正予算(第2号)

開 会 平成27年7月31日(金曜日)午前 9時30分

閉 会 平成27年7月31日(金曜日)午前10時07分

出席、欠席(応招、不応招)議員名

出席 〇 欠席 × 議席 氏 名 7月31日 番号 大 川 新 也  $\bigcirc$ 1 坂  $\bigcirc$ 2 直 人 中 3 松 和  $\bigcirc$ 彦 松 下 智  $\bigcirc$ 4 谷 男 5 康  $\bigcirc$ 子 柴 初  $\bigcirc$ 6 田 7 藤 本 傳 夫  $\bigcirc$ 崇  $\bigcirc$ 8 森  $\bigcirc$ 安 之 井 信 9 秋 長 正 幸  $\bigcirc$ 10  $\bigcirc$ 鍋 谷 真由美 1 1 中 村 12 勝 利  $\bigcirc$ 浜 勇  $\bigcirc$ 13 П

森

口

久

 $\pm$ 

 $\bigcirc$ 

14

地方自治法第121条の規定による出席者

| 地方自行伝第121条の規定職 名      | 氏 名 |   | 7 | 第1日         |         |
|-----------------------|-----|---|---|-------------|---------|
| 町 長                   | 塩   | 田 | 幸 | 雄           | 0       |
| 副町長                   | 松   | 本 |   | 篤           | 0       |
| 副町長                   | 松   | 尾 | 俊 | 男           | 0       |
| 教 育 長                 | 後   | 藤 |   | 巧           | 0       |
| 総務部長兼総務課長             | 空   | 林 | 志 | 郎           | 0       |
| 企画振興部長                | 大   | 江 | 正 | 彦           | $\circ$ |
| 教育部長兼学校教育課長           | 坂   | 東 | 民 | 哉           | $\circ$ |
| 健康福祉部長                | 濱   | 田 |   | 茂           | $\circ$ |
| 政策統括監兼企画財政課長          | 城   |   | 博 | 史           | 0       |
| 参事                    | 大   | Ш | 昭 | 彦           | 0       |
| 建設課長                  | 尾   | 田 | 秀 | 範           | 0       |
| 社会教育課長                | 松   | 田 | 知 | 己           | 0       |
| 農林水産課長                | 近   | 藤 | 伸 | <del></del> | 0       |
| 商工観光課長                | 久   | 利 | 佳 | 秀           | 0       |
| 議会事務局長                | 谷   | 部 | 達 | 海           | 0       |
| 会計管理者                 | Щ   | 本 | 真 | 也           | 0       |
| 人権対策課長                | 丸   | 本 |   | 秀           | 0       |
| 内海病院事務長               | 岡   | 本 | 達 | 志           | 0       |
| 税務課長                  | 立   | 花 | 英 | 雄           | $\circ$ |
| 水道課長                  | 唐   | 橋 | 幹 | 隆           | $\circ$ |
| 子育ち共育課長               | 後   | 藤 | 正 | 樹           | $\circ$ |
| オリーブ課長                | 清   | 水 | _ | 彦           | $\circ$ |
| 環境衛生課長                | 谷   | 本 | 静 | 香           | $\circ$ |
| 健康づくり福祉課長             | 楠   |   | 初 | 美           | 0       |
| 高齢者福祉課長               | 堀   | 内 | 宏 | 美           | 0       |
| 介護サービス課長兼 介護老人保健施設事務長 | Ш   | 崎 | 智 | 文           | 0       |
| 住 民 課 長               | 細   | 井 | 隆 | 昭           | 0       |
| 病院再編推進室長              | 森   |   | _ | 生           | 0       |

職務のため出席した者の氏名 議会事務局長 谷 部 達 海 別 紙 の と お り

# 平成27年第1回小豆島町議会臨時会議事日程

平成27年7月31日(金)午前9時30分 開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報告第6号 専決処分の報告について

(町長提出)

第4 議案第50号 安田ポンプ場ポンプ設備工事(その2)に係る工事請負契約につ

いて (町長提出)

第5 議案第51号 平成27年度小豆島町一般会計補正予算(第2号)

(町長提出)

○議長(森口久士君) おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

なお、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由 といたします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいましてありがとうございます。

今期臨時会の議事日程等につきましては、去る7月 24 日に開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定いたしましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から今期臨時会招集のご挨拶があります。町長。

**〇町長(塩田幸雄君)** 本日、小豆島町議会第1回臨時会が開催されるに当たりまして、 一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本臨時会では、専決処分の報告1件、契約案件1件、補正予算の審議1件をご提案させていただくこととしております。議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単ではございますが、今期臨時会に当たってのご挨拶といたします。

### 〇議長(森口久士君)

ただいまの出席議員は 14 名で、定足数に達しておりますので、本日の第1回臨時会は成立しました。

これより開会します。(午前9時31分)

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

〇議長(森口久士君) 日程第1、会議録署名議員の指名についてでありますが、会議規則第125条の規定により、4番松下智議員、5番谷康男議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第2 会期の決定について

〇議長(森口久士君) 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(森口久士君)** 異議なしと認めます。よって、今期臨時会は本日1日と決定しました。

日程第3 報告第6号 専決処分の報告について(町の債権の支払請求に係る訴えの 提起について)

〇議長(森口久士君) 次、日程第3、報告第6号専決処分の報告について町長の報告を 求めます。町長。 **〇町長(塩田幸雄君)** 報告第6号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

町の債権の支払い請求に係る訴えの提起について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。 内容につきましては、担当室長から説明します。

- 〇議長(森口久士君) 収納対策室長。
- **〇収納対策室長(立花英雄君)** 報告第6号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

お手元の上程議案集の2ページをお開きください。

平成27年7月9日専決、小豆島町専決処分第9号でございます。

収納対策室から支払いを求める請求を行ったものの納付が履行されず、納付意識が極めて低いと判断したもので、土庄簡易裁判所の書記官に債権の支払いを求めた支払い督促を申し立てたものでございます。

「である」 につきましては、 平成 21 年 7 月から平成 27 年 4 月までのし尿処理手数料 8 万 8,620 円を滞納しているもの であります。平成 27 年 7 月 6 日に支払い督促を申し立てたところ、同年同月 8 日に分割 納付に応じる旨の督促異議申し立てが債務者から土庄簡易裁判所に提出されました。よって、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払い督促の申し立て時に訴えがあったものとみなされ、通常訴訟に移行したものでございます。以上のことは、議会の議決により指定された町長の専決処分事項に該当しますので、専決処分を行ったものでございます。以上、ご報告申し上げます。

**〇議長(森口久士君)** 以上で報告第6号を終わります。

日程第4 議案第50号 安田ポンプ場ポンプ設備工事(その2)に係る工事請負契 約について

〇議長(森口久士君) 次に、日程第4、議案第50号安田ポンプ場ポンプ設備工事(その2)に係る工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(塩田幸雄君) 議案第 50 号安田ポンプ場ポンプ設備工事(その 2) に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

安田ポンプ場新設工事のうち、ポンプ設備工事(その2)に係る工事請負契約につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事請負契約の内容につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 〇議長(森口久士君) 建設課長。
- **○建設課長(尾田秀範君)** 議案第 50 号安田ポンプ場ポンプ設備工事(その2)に係る工事請負契約についてご説明申し上げます。

上程議案集3ページをお願いいたします。

議案第 50 号安田ポンプ場ポンプ設備工事(その2)に係る工事請負契約について、町長から提案理由等ご説明ありましたように、慢性的な浸水被害が発生しております安田植松地区において、その被害の解消に向けて整備を行っております植松都市下水路再整備計画安田ポンプ場新設工事のうち、ポンプ設備に係る工事請負契約を締結しようとするもので、今回上程いたしておりますように、契約の金額が5千万円以上になりますことから、小豆島町条例第 46 号第2条及び地方自治法第 96 条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

4ページをお開きください。

ことし6月 30 日に行いました制限つき一般競争入札の結果、工事概要書に記載のとおり、契約金額 9,231 万 8,400 円で、香川県高松市上之町 3 丁目 1 番 4 号、四電エンジニアリング株式会社、代表取締役谷川進が落札いたしました。

工期は町の指定する日からとし、本議会の承認の日から平成 28 年 3 月 31 日までとして、次ページの配置図の赤く着色してありますNo.2 のポンプを設置し、1 分間に 88 立方メートルの排水を行う計画でございます。

工事概要は記載のとおりでございますが、口径 800 ミリのポンプ 2 台のうち、1 台は昨年度に設置済みで、今回7月 16 日か 17 日の台風 11 号において運転を行い、効果を遺憾なく発揮しております。今年度は、残りのポンプ 1 台と排水ポンプ用電動機 1 機の製作、据えつけ、排水ポンプ吐出弁及び逆流防止弁 1 台とそれに伴う配管等を予定いたしております。

入札参加者は、四電エンジニアリング株式会社と株式会社酉島製作所高松支店と株式会 社電業社機械製作所四国支店と株式会社日立製作所四国支社の4社でございました。

それぞれの税抜きの入札金額は、四電エンジニアリング株式会社が 8,548 万円、株式会社酉島製作所が 8,770 万円、株式会社電業社機械製作所が 7,600 万円、株式会社日立製作所が 1億550 万円でございました。なお、本年度より最低制限価格を設定しての入札を行いましたことにより、最低制限価格以下の応札を行いました株式会社電業社機械製作所は失格となっております。それを受けて、四電エンジニアリング株式会社と契約しようとする金額の設計及び予定価格に対する請負率は 83.8%でございました。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(森口久士君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番安井議員。 ○9番(安井信之君) 今回から最低価格を導入したということで、今までは工事の予定 価格より大分低いところでも、それなりの成果は出てきとると思うんですが、今回これを 導入せんかったら、国のほうの補助なりが取れんかったというふうなことで導入したのか。 同じ事業ですから、ある程度一貫性があってもええんかなと思いますけれど、その辺どん なんですか。

〇議長(森口久士君) 建設課長。

**〇建設課長(尾田秀範君)** ただいまのご質問の中で、なぜ今回から要するに最低制限価格を設けたか、国の補助等についてという形と申しますより、今回公共工事の品質確保促進に関する法律、通称品確法というのが平成 17年3月31日に制定されてございます。この法が平成26年6月4日に改定されまして、同法第7条の発注者の責務の第3項において、請負代金の額によっては、公共工事の適正な施工が見込まれない契約の締結を防止するため、最低制限価格の設定を講ずることと改定されました。26年度中は暫定期間でしたが、27年度からは暫定期間を超えまして、27年度4月1日よりは責務となっております。改定前は最低制限価格の設定に努めることとなっておりました。言いかえれば、努力義務でありましたもので、小豆島町においては最低制限価格を設定せずに行ってくることができましたが、今回の改定によりまして責務となりましたもので、最低制限価格の設定した入札という形になっております。ですから、この法の改定に準じて最低制限価格を設けて入札を行ったということになっております。

○議長(森口久士君) ほかに質疑はありませんか。1番大川議員。

**〇1番(大川新也君)** 今の最低制限価格ですけど、そしたらこの電業社機械製作所はそれをわかっていながら、この金額が出てきたということですか。

〇議長(森口久士君) 建設課長。

**○建設課長(尾田秀範君)** 電業社さんに失格という通告をやりましたところ、営業本人 恥ずかしながら、うちのほうからは通知文で最低制限価格を設けておりますという通知文 が当然入っております。ほかの業者は全て理解しておったんですけれど、電業社さん従前 どおり小豆島町においては最低制限価格がないというふうに認識されて、応札をしてしま いました、申しわけありませんでしたというのが入札後の挨拶でございました。 ○議長(森口久士君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森口久士君) 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森口久士君) 討論ないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第50号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(森口久士君)** 異議なしと認めます。よって、議案第 50 号安田ポンプ場ポンプ 設備工事(その 2)に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第5 議案第51号 平成27年度小豆島町一般会計補正予算(第2号)

〇議長(森口久士君) 次、日程第5、議案第51号平成27年度小豆島町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**〇町長(塩田幸雄君)** 議案第51号平成27年度小豆島町一般会計補正予算(第2号)について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いします額は1,321万8千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費 133 万8千円、衛生費 312 万6千円、農林水産業費 19 万4千円、災害復旧費 856 万円となっております。

詳細につきましては担当部長から説明をさせます。

- 〇議長(森口久士君) 企画振興部長。
- **○企画振興部長(大江正彦君)** 議案第 51 号平成 27 年度小豆島町一般会計補正予算(第 2 号)についてご説明を申し上げます。

議案集の6ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,321万8千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を 92億 7,743万6千円とするものでございます。

第2条は、地方債の追加でございます。

8ページの第2表地方債補正をご覧ください。

こちらは、さきの台風 11 号により被災いたしました入部漁港及び町道蒲野石場線の災害復旧事業の財源といたしまして、元利償還の 95%が普通交付税で措置される災害復旧事業債を新たに借り入れようとするものでございます。

続きまして、補正予算の内容についてご説明を申し上げます。

別冊の補正予算説明書の5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

13 款使用料及び手数料、2項2目2節塵芥処理手数料 300 万円でございます。本年9月から可燃ごみの特大袋を導入することに伴いまして、その販売収入を計上したものでございます。

14 款国庫支出金、1項3目1節農林水産業施設災害復旧費負担金 320 万円及び2節公共土木施設災害復旧費負担金 240 万円につきましては、台風 11 号で被災いたしました入部漁港及び町道蒲野石場線の災害復旧事業に対する国庫負担金を計上したものでございます。負担率は80%でございます。

19 款繰越金、1項1目1節前年度繰越金 321 万8千円につきましては、今回の補正による一般財源の必要額をここで対応したものでございます。

21 款町債、1項8目1節農林水産業施設災害復旧債80万円及び2節公共土木施設災害 復旧債60万円につきましては、地方債補正のところでご説明を申し上げたとおり、台風 11 号による災害復旧事業債でございます。以上、歳入の補正額合計は 1,321 万8千円でございます。

次に、1ページめくっていただきまして、7ページ、8ページをお願いいたします。 歳出でございます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13 節委託料の 133 万8千円でございます。これは、内海ダム再開発事業公金支出差しとめ等請求住民訴訟事件につきまして、本年6月 22 日に判決が下り、原告側が控訴を断念いたしましたことから、裁判が終結し弁護士への報酬等も確定したことから、委託料の精算払いを行おうとするものでございます。

次に、4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費 312万6千円でございます。まず、11 節需用費消耗品費の 252万6千円でございますが、これは指定ごみ袋の購入費用でござい ます。円安や原油価格の変動等によりまして価格が上昇したことに加えまして、新たに特 大袋を追加することから、購入費用の増額をお願いするものでございます。

12節役務費の60万円につきましては、新たに追加する特大袋に係る小売店への販売手数料でございます。町内の77店舗で取り扱っておるところでございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、15目有害鳥獣対策費の19万4千円でございます。これは町内各地で猿の出没が相次いでおりますことから、米を初めといたします秋の収穫に向けまして、従来のロケット花火より火薬量が多く、より追い払い効果の高い煙火を導入するため、11 節需用費に煙火や発射の際のホルダー等の購入費として10万円、19節負担金補助及び交付金に火薬量の多い煙火の使用に必要な煙火消費保安手帳の取得講習負担金9万4千円を計上するものでございます。なお、当面は、農林水産課と里村共生室の職員20名が講習を受ける予定でございますけれども、状況を見て自治会等にもお知らせしていきたいと考えているところでございます。

次に、11 款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費、2 目漁港施設災害復旧費 526 万円でございます。これは、台風 11 号による災害復旧の経費でございまして、11 節需用費には橘から吉田にかけての東海岸に漂着した多量のごみ除却処理費として 66 万円、13 節委託料及び 15 節工事請負費は被災いたしました入部漁港防波堤の復旧事業に係る測量設計委託料と工事請負費を計上したものでございます。被災延長は 11.5 メートルでございます。

最後に、同じく 11 款 2 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋梁河川災害復旧費 330 万円でございます。こちらも、台風 11 号により路肩が崩壊いたしました町道蒲野石場線の災害復旧の経費でございまして、13 節委託料及び 15 節工事請負費に測量設計委託料と工事請負費をそれぞれ計上したものでございます。被災延長は 12 メートルでございます。以上、歳出の補正総額は 1,321 万 8 千円でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森口久士君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番秋長議員。 ○10番(秋長正幸君) ダムの関係の委託料の件でございますが、水道課長にお伺いしますが、これは精算払いという差し止めので出ておりますが、概算から含めてこれだけ出たのかなという点が1点と。

それから、関連にはなりますが、ダム全般のことでありますので、よろしければお答え願いたいと思いますが、前回終結した裁判、これの費用とあわせて、今まで訴訟にかかわった費用はどれぐらいになるのかなという点、これをちょっとお知らせしていただきたいなと思っております。

〇議長(森口久士君) 水道課長。

〇水道課長(唐橋幹隆君) 内海ダムの再開発事業で提訴された訴訟事件につきましては、 小豆島町に対しまして落矢池に係る所有権保存登記抹消登記手続等請求事件、それと内海 ダム再開発事業公金支出差しとめ等請求住民訴訟事件の2件でございます。そのほかに、 国に対しまして内海ダム再開発事業認定処分取り消し請求事件、県に対しまして内海ダム 再開発工事収用裁決等取り消し請求事件と公金支出差しとめ等請求住民訴訟事件でありました。

町が支払った弁護士費用につきましては、落矢池の所有権保存登記抹消登記手続等請求事件が171万5千円、内海ダム再開発事業公金支出差しとめ等請求住民訴訟事件が今回の補正分を含めまして200万6,550円でございます。合計で372万1,550円が町からの支出になります。

そのほか、県の支出が弁護士費用がありますが、これは県の支出でありまして承知して おりませんので、県の弁護士費用につきましての説明は控えさせていただきたいと思いま す。以上です。

# 〇議長(森口久士君) 10番秋長議員。

**○10番(秋長正幸君)** 当然原告のあれに対しての費用が応分にかかっておって、非常に長きにわたっての地元でのいろいろ反対闘争がございましたが、これをもっていろいろな思いの中で終結するわけですが、ただ当初からかかわった水道課長は5人だと思うんですが、これで何回ぐらい裁判に出張したんかいなと。これは大変なご努力だったと思いますが、現課長が全てわからんと思うんですが、大体のところどのぐらい。原告の費用がもしあれぐらいいっとるんちゃうかなというのがわかればお知らせを願いたい。多分弁護士費用がただやったんかいなと思うたりもするんですが、そこら辺、地元の関係とかいろいろ終結の中で細部についてはよろしいかと思いますが、これから将来にわたってのお互いの溝を深めていかなければならない大きな地元としてのあれがあるかと思いますが、終結に当たっての課長の判断でお知らせできるところをちょっとお願いしたいと思います。以上です。

## 〇議長(森口久士君) 水道課長。

**〇水道課長(唐橋幹隆君)** 裁判に行ってる回数につきましては、私が課長になりまして回数についてはちょっと把握は今現在出しておりませんので、正確な数字は答えられませんけれども、平成 22 年に公金支出の差しとめ訴訟の事件が提訴されました。それ以前にも平成 21 年から事業認定につきましての訴訟も提訴されております。長年にわたっての訴訟裁判となっておりますので、回数につきましては数十回以上は行ってると思われております。

実際の原告側の費用につきましては、全く弁護士費用に係る部分については、こちらにはわからない状況にはなっておりますが、相当額の費用がかかっているのは思います。いずれにしましても、今回の公金支出の差しどめ訴訟の判決が出まして、最終的に終結したということになっております。今後につきまして、住民の方のいろいろな思いがあろうかと思います。それにつきまして、後ろめたいものを正当性が、主張が通ったということもあります。そこで、住民の融和等がそういうふうな考え方も当然必要になってこうかと思いますので、そこら辺は町の職員としてそれに努めていきたいと思っております。以上です。

# ○議長(森口久士君) ほかに質疑。1番大川議員。

○1番(大川新也君) 今の関連ですけど、私が聞こうとしている事を秋長議員が大体聞かれましたけど、今回の補正の133万8千円、一般財源から支出するということですけど、これは原告に請求はできないのか。先ほど秋長議員の質問の中でもありましたが、平成21年このダムの問題の訴訟が起きてから長い歳月が経っておりますが、やっと終結して今水道課長が住民の融和等ありますが、私としましては議員になる前からダムに関連してかかわってまいりました。本当にいろんなことを中傷なり誹謗されました。個人的な意見ですけど、訴訟の費用まで一般財源から出すということが我々地元にとりましては納得できません。当然原告に請求すべきではないかと。勝訴なんですから勝っておるんですから、やはりそれのことは請求すべきだと私は思いますが、そのあたりどのようなお考えですか。

それから、21年から私もちょっと決算書全部をめくってみましたが、訴訟代理人委託料というのはわかりますが、顧問弁護士の相談委託料、これはダムだけのことじゃないのか

どうか。21 年から 22 年、23 年、24 年と委託料 50 万円ずつ払われています。これはダムの裁判だけじゃなしにほかのことにも関しての顧問弁護士への相談の委託料かどうか、その辺の確認をしたいと思いますが。

- 〇議長(森口久士君) 総務部長。
- **〇総務部長(空林志郎君)** 大川議員さんからの裁判に係る弁護士費用を原告側に請求できないかという点につきまして答弁させていただきます。

このような弁護士費用を請求するためには、被告から原告に対しまして原告の訴えの提起による弁護士費用、それは被害をこうむったとして反訴の提起または別途訴訟の提起をする必要がございます。しかし、現行法により判例上被告から原告に対する弁護士費用等の損害賠償請求は、原則として認められておりません。その理由といたしましては、我が国では弁護士に頼らずに本人訴訟ができるということになっております。訴えの提起の自体は、本来これは正当な行為でございます、それが1点と。もう一点、その訴えの提起は本来正当な行為でございますので、敗訴した場合に被告の弁護士費用を負担するリスクがあるとすれば、原告として訴えの提起を躊躇せざるを得なくなってまいります。このことは、裁判を通じて住民訴訟という権利を実現することが制約されてしまうということで、これについては請求することはできないというのがこれまでの判例となっております。

それからもう一点、顧問弁護士の件なんですけれども、こちらのほうは内海ダムに関する裁判に係りますものについては、今まで県と歩調を合わせてまいりましたので、宮崎弁護士、古川弁護士、柳瀬弁護士というこちらのほうにお願いをしておったんですけども、ご指摘の顧問弁護士につきましては従来から町がお願いしております田代弁護士さんで、こちらも全く別件の事案をご相談するということになっております。以上です。

## 〇議長(森口久士君) 1番大川議員。

○1番(大川新也君) 法律上はそうかもわかりませんが、地元としては納得できません。 これだけ騒がせて反対活動もされていろんなことされて終結して、はい、それで仲ようなりなさいということは無理です。こういうような場ですけど、やはり今まで反対された方はダムができてよかったなというふうなことを意思表示してほしいなというふうに思いますから、この補正に関しては私は反対したいと思います。なぜ一般財源から支出することになったかという。県も国もこれ交付金ですから、県の金額はわかりませんけれど、それも我々の税金が入っての公金で支払っていると思います。そのあたりで、これだけ大きく裁判沙汰になりまして、終結した、はい、それでは終わりです、住民の融和、今までできた溝は当分の間これ埋まらないと思います。それぐらい大きな、特に神懸通地区におきましたら溝ができております。溝が川になっておりますので。そのあたりで、そう簡単に終結したから裁判費用を負担するというのは納得はできないいうふうなのが私の心情でありますので、その件に関しましては理解しにくいと思います。確かに終結したから仲よくしなさいという水道課長のお話ですけど、できにくいですね。心情的に。以上でございます。

### 〇議長(森口久士君) よろしいですか。

(1番大川新也君「はい」と呼ぶ)

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森口久士君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(森口久士君) 討論を終わります。

これから採決します。

議案第51号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(森口久士君) 異議なしと認めます。よって、議案第 51 号平成 27 年度小豆島町 一般会計補正予算(第 2 号)は原案のとおり可決されました。 以上で今期臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。 これをもちまして平成27年第1回小豆島町議会臨時会を閉会します。 ご苦労さまでした。

閉会 午前 10 時 07 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。 平成 年 月 日 小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員